

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に入社し、ビル設備の定期巡回点検、立会業務、異常信号等受信時の対応等のビル管理業務に従事していた。

請求人によれば、平成○年頃から抑うつ気分、不眠、中途覚醒、意欲低下、食事摂取量低下、いらつき、体の緊張などの症状が現れ、平成○年○月○日、B病院を受診し「適応障害、神経症、不眠症」と診断された。

請求人は、平成○年から平成○年にかけて、月160時間を超える残業があり、その過重労働が原因で精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 発病の時期について、請求人らは幅を持って検討されるべき旨を主張するが、C医師によると、「平成〇年頃に症状が出現したと訴えたため、その時期が発病と考える。」と意見している。

また、請求人の申立て及び上記C医師の意見等をもとにD医師は、精神障害の症状出現、療養経過等から、請求人は平成〇年〇月頃に「神経症性障害」を発病し、寛解することなく遷延している旨意見している。

当審査会としては、医証を含む本件の関係資料からして、発病時期及び傷病名についてのD医師の意見は妥当であり、請求人は平成〇年〇月頃に I C D－10ガイドラインの「F48.9 神経症性障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

- (2) ところで、精神障害の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

- (4) 次に「特別な出来事」以外の発病前おおむね6か月間における業務による出来事の心理的負荷について検討する。

ア 請求人らは、意見書及び意見書(2)を提出し、平成〇年〇月〇日に請求人がE社労士を伴い、会社に対して人員を増やして欲しいなどの申し入れを

行っており、このやりとりが、「上司との対立があった」として心理的負荷が高かった旨主張する。この主張の出来事は認定基準別表1「上司とのトラブルがあった」に該当にすると考えられ、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。しかし、請求人は、会社から一方的に呼び出されたわけでもなく、自らの意思で労務問題の専門家のE社労士を伴い会社と交渉するために赴いたものであって、心理的な負荷が生じていたとしても格別高かったとは評価できず、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

また、平成〇年〇月〇日に班長になったことにより顧客からのクレーム対応等の業務が増えたと主張しているが、請求人の経験や知識からすると班長の職制として当然対応すべき業務の範囲内のことであり、請求人の裁量の範囲で判断できない場合は上司が対応することとなっていたことから、通常の業務に随伴する程度の心理的負荷であり、認定基準別表1に掲げる出来事として採用することはできない。

イ 請求人らが主張する極度の長時間労働についてであるが、ここでいう時間外労働とは、1週40時間を越える労働時間をいうが、労働時間数は長いものの手待ち時間の割合が多く、労働密度が特に低いような場合には、心身の極度の疲弊、消耗を来すと評価し難いものであるから、単純に時間外労働時間数のみで心理的負荷の強度を判断すべきでない。

時間外労働時間については、業務の過重性による心理的負荷を生じさせる労働時間に該当するか否かという見地から把握されるべきであり、通常の業務時間が続き、それが長時間にわたり法定労働時間を越えた場合を問題にするものである。この点、請求人は本来業務が終了した上で、宿直勤務についており、本来業務とは異なる宿直業務により、着替えて仮眠時間をとっているものであって睡眠が完全に保障されるのであれば、これは、休息と同視できることとなる。

請求人によると、仮眠時間は安眠ができないとか、いつ起こされるか予測がつかないとか、様々な不都合を述べているが、会社の宿直は2人勤務体制であり、深夜勤務一覧表によると、平成〇年の実績から請求人が出勤者として実際に宿直日の業務をしたのは〇月4回、〇月1回、〇月3回、〇月1回、〇月1回の宿直を行っているが、この6か月間の平均で月1～2回程度であり、他は待機者として、仮眠時間が十分に確保できていたとみることができ

ることから、宿直業務自体、心理的負荷をもたらす過重性が高い業務とは評価できない。したがって、仮眠時間は心理的負荷の評価対象となる時間外労働時間であるとする請求人らの主張は採用できない。

なお、請求代理人は、意見書で「大星ビル事件の判決」を根拠に、請求人の仮眠時間は労働時間性が認められるので、本件労働時間に加算すべきである旨主張しているが、同事件は不活動時間の労働時間性及び賃金支払いの義務の有無が争われた事案であり、心理的負荷による精神障害発病の有無を争点とする本件とはそもそも事案を異にする。

たとえば、本件において、宿直業務が拘束された労働からの解放がないとして残業代が支払われたとしても、労働時間に係る心理的負荷の評価は前述のとおり、業務負荷の観点から行うべきであって、すなわち宿直日の仮眠時間帯に業務を行っていた実態が認められない限り、一律に仮眠時間を心理的負荷の評価対象とすることは妥当ではなく、大星ビル事件の判決を引用した請求代理人の主張は採用できない。

したがって、本件の仮眠時間は心理的負荷の評価対象となる労働時間と評価できないのであるから、心理的負荷の評価対象となる請求人の労働時間は、審査官が決定書第2の2（1）エ（ウ）Cで事実認定した本件疾病発病前おおむね6か月間の労働時間が妥当であると判断する。この労働時間の心理的負荷の評価についても、決定書第2の2（2）イ（ク）（ケ）（コ）において審査官が説示するとおり、当審査会としても、「上司とのトラブルがあった」の出来事を踏まえ評価しても、その心理的負荷の総合評価は「強」に至らず、全体評価としても「中」程度であると判断する。

ウ このほか、請求人の昇格・昇進があった、部下が減ったという主張についても、認定基準別表1の出来事に該当しないとした審査官の説示は妥当であり、上記全体評価を左右しない。

（5）以上により、本件の業務における心理的負荷の全体評価は「中」程度であり、したがって、請求人に発病した本件疾病は業務に起因するものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。